

「2027年国際園芸博覧会」【イベント】に係る企画運營業務委託 企画提案募集要項

1 事業の趣旨

千葉県は、全国屈指の産出額を誇る花きや、歴史ある植木産地として蓄積されてきた樹芸技術に加え、歴史や文化、観光資源など、様々な魅力を有している。

国際園芸博覧会は、国内はもとより国際的な注目度も高く、本県の花植木のみならず地域の振興にも寄与する絶好の機会であることから、県の豊富な農林水産資源と地域の魅力を発信するため、国際園芸博覧会へ出展するもの。

2 募集対象事業

(1) 名称

「2027年国際園芸博覧会」【イベント】に係る企画運營業務委託

(2) 業務内容

別添「2027年国際園芸博覧会」【イベント】に係る企画運營業務委託 企画提案仕様書のとおり

3 応募資格

法人格を有する団体で、次の全ての要件を満たす場合に応募できるものとする。

- (1) 首都圏に事務所を有し、迅速な対応が可能であり、かつ、千葉県内及び首都圏での活動が行なえること。
- (2) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案書の提出締切りまでに、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 応募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格などに基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (7) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (8) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 応募方法

(1) 応募申請書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メール又は郵送にて提出すること。なお、提出後、電話にて到着確認を行うこと。

ア 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時 必着

イ 提出書類等

応募申出書（様式第1号）

ウ 提出方法

郵送又は電子メールとする。

※郵送する場合は、提出期限必着とする。

エ 提出先

「11 問合せ及び応募先」のとおり

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募のキャンセルは可能とする。

※ 郵送する場合は、送付・受取りを明確にする手段で送付し、提出すること。

※ 応募申出書を提出しない場合、本業務への応募はできないので注意すること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時 必着

イ 提出書類等

(ア) 企画提案書（様式第2号）

(イ) 企画提案説明書（様式第3号）

(ウ) 経費見積書（様式第4号）

(エ) 企業（団体）概要（様式第5号）

(オ) その他必要な書類（任意様式）

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

※郵送する場合は、提出期限必着とする。

※提出部数は、10部とする。

エ 提出先

「11 問合せ及び応募先」のとおり

5 説明会の実施

企画提案の募集に当たり、説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和8年6月19日（金）午後1時30分から

(2) 開催方法

ZOOMによるオンライン開催

※詳細については、説明会の参加申込者に別途電子メールで通知する。

(3) 内容

本募集要領及び委託仕様書に関する説明等

(4) 申込方法

- ・ 申込先に電子メールを送付
- ・ 件名に【「2027年国際園芸博覧会」(イベント)説明会参加連絡】を記載すること。
- ・ 本文に事業者名、参加者及び連絡先を記載すること。
- ・ 電話による到達確認をすること。

(5) 申込期限

令和8年6月17日(水)午後1時

(6) 申込先

「11 問合せ及び応募先」のとおり

6 質問の受付

本件に関する質問については、別紙「質問票」によりメールで送付すること。

※メール送信後、必ず電話にて到達確認をすること。

ただし、提案の状況や選考委員名等に関する質問については、受け付けない。

なお、質問及び回答については、県ホームページに掲載する。

(1) 受付期限

令和8年6月29日(月)午後5時

(2) 提出先

「11 問合せ及び応募先」のとおり

(3) 回答日

令和8年7月2日(木)

7 審査・選考方法

(1) 選考委員会において、提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。選考委員会の説明資料は提案書のみとする。(ただし、提案書等の趣旨を変えない範囲でフリップ等による補足をすることは可能とする。プロジェクターの手配は現在予定していない。)選考委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)は7月中旬～下旬に非公開で実施予定である。詳細については、応募者に別途通知する。

(2) 上記の選考委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)については、応募者全員による実施を原則としているが、参加資格を有する応募者の数が6者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選考委員会に参加をする5者を選定する。

(3) 審査基準

別表の審査基準により総合的に評価し、選考する。

(4) 審査結果

審査結果は、県ホームページで公表する。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限までに企画提案書一式を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一の企画提案募集に対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。
- (7) 経費見積書（様式第4号）の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 提案書に虚偽の記載が認められたとき。
- (9) 選考委員会に欠席したとき。
- (10) その他、提出書類の記載不備等により、千葉県が無効であると判断したとき。

9 委託契約

選考により決定した企画案の応募者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について、協議、合意した後に委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年12月31日まで

ただし、県が業務を継続することが適当でないとき認めるときは契約を解除することがある。

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 採用された提案書等の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではなく、提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となる。

ただし、同規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

エ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。

オ 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない。

カ 受託者は委託業務の実施のために委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、県は必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

(3) 委託料の上限額

令和9年度上限額 16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10 注意事項・その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に必要な費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返還しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写する。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 提出された書類について、必要に応じて応募者から聞取りを行う。
- (6) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (7) 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (8) 選考により決定した企画案の提出者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。
 - ア 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けたとき。
 - イ 選考結果を通知した日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

11 問合せ及び応募先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎17階
千葉県 農林水産部 生産振興課 園芸振興室
電話：043-223-4532
メールアドレス：engeihaku2027@mz.pref.chiba.lg.jp

(別表)

審査項目		審査基準
企画提案内容	業務内容の理解	・ 事業の趣旨を十分に理解した企画提案となっているか。
	業務内容	・ 提案内容は、本県の園芸文化や花植木の魅力発信につながるものとなっているか。
		・ 提案内容は、来場者の興味関心を引き、楽しめるものとなっているか。
		・ 「会場レイアウト」「スタッフの必要人数等の試算、配置」等は、適正に実施可能な内容（構成）となっており、観覧者の安全・安心に配慮されているか。
		・ 提案ブースは、実施目的に沿った内容（構成）となっているか。
		・ 「内容（構成）」について事業の実施目的を鑑みて効果的な自由提案がなされているか。【加算ポイント】
業務遂行能力	業務実施体制 専門知識 適格性	・ 業務を円滑に実施するための体制、人員、知識、資格等を有しているか。また、業務スケジュールは提案内容の実行が可能なものか。
	類似業務の経験・実績	・ 業務を円滑に実施するため、類似業務の経験、実績を備えているか。
経費の妥当性		・ 所要経費、算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。